別紙2
【開示しない部分及びその理由】
受付番号:〇〇

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
2	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
3	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
4	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
5	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
6	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
7	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
8	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
9	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
10	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
11	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
12	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
13	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
14	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
15	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
16	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
17	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
18	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
19	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
20	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
21	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
22	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
23	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
24	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
25	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
26	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
27	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
28	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
29	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
30	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
31	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
32	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
33	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
34	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
35	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
36	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
37	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
38	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
39	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
40	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
41	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
42	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
43	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
44	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
45	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
46	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
47	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
48	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
49	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
50	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
51	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
52	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
53	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
54	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
55	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
56	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
57	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
58	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
59	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
60	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
61	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
62	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
63	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
64	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
65	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
66	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
67	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
68	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
69	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
70	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
71	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
72	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
73	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
74	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
75	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
76	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
77	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
78	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
79	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
80	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
81	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
82	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
83	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
84	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
85	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
86	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
87	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
88	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
89	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
90	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
91	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
92	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
93	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
94	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
95	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
96	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
97	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
98	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
99	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
100	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
101	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
102	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
103	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
104	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
105	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
106	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
107	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
108	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
109	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
110	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
111	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
112	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
113	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
114	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
115	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
116	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
117	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
118	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
119	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
120	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
121	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
122	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
123	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
124	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
125	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
126	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
127	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
128	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
129	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
130	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
131	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
132	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
133	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
134	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
135	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
136	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
137	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
138	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
139	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
140	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
141	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
142	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
143	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
144	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
145	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
146	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
147	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
148	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
149	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
150	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
151	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
152	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
153	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
154	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
155	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
156	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
157	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
158	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
159	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
160	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
161	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
162	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
163	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
164	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
165	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
166	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
167	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
168	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
169	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
170	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

別紙2
【開示しない部分及びその理由】
受付番号:〇〇

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
2	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
3	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
4	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
5	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
6	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。